

重要事項説明書

【指定訪問介護事業】

和寿園訪問介護事業所

指定訪問介護事業所重要事項説明書

当該事業所はご契約者(以下「契約者」という)に対して訪問介護サービスを提供させていただくにあたり、事業所の概要や提供するサービスの内容等、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業所の概要

- (1) 事業所名 和寿園訪問介護事業所
- (2) 事業所指定番号 「 2 8 7 1 4 0 0 5 0 9 」
平成18年10月1日 兵庫県指定
- (3) 所在地 兵庫県丹波篠山市高屋24番地
- (4) 連絡先 079-593-0069(代)(緊急時も含む)
079-593-0070(FAX)
インターネットアドレス
URL <http://wajuen.jp/>
- (5) 管理者 伊藤 二葉
- (6) 事業所の運営方針 要介護者等の心身の状況を踏まえて、要支援状態となった場合においても、その契約者が可能な限り居宅等において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の生活全般にわたる療養生活を支援し、心身の機能の維持、回復を目指すことを運営の基本とします。
契約者の意志及び人格を尊重して、常に契約者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

2. 職員の配置状況

(1) 当事業所では訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職員を施設に配置します。

| 職 名 | 指定基準 (人) |
|--------------------------------|----------|
| 管理者 | 1 |
| サービス提供責任者 (介護福祉士) | 2 |
| 訪問介護員 (介護福祉士、 介護職員初任者研修) | 2.5 以上 |
| 合 計 (人) | 5.5 以上 |

(2) 配置職員の職務内容

| | |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 管理者 | 職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるよう統括します。 |
| サービス提供責任者 | 事業所に対する指定訪問介護事業の利用の申し込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行い自らも訪問介護サービスの提供に当たります。 |
| 訪問介護員 | 訪問介護の提供に当たります。 |

3. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 毎日 (ただし12月31日から1月3日までを除く)
- (2) 営業時間 午前7時から午後8時までです。
- (3) ケアプランに沿って指定された時間に訪問し、電話等によって24時間常時連絡が可能な体制をとっています。
緊急を要する場合は、随時利用していただくことも可能です。
利用の変更や取消しは前日までにご連絡ください。

4. 通常の事業実施地域

通常の事業実施地域は、丹波篠山市全域です。

5. 提供するサービスの概要

- (1) 身体介護
入浴の介助、入浴が困難な方には清拭などを行います。
排泄介助、食事介助、体位変換、整容、洗髪、衣類の着脱等の介助であって身体に直接関わるすべての介助を行います。通院に介助を必要とする方には通院介助も行います。
- (2) 生活援助
掃除、洗濯、調理、買物等日常生活の援助を行います。
- (3) 複合型
身体介護と家事援助を組み合わせた場合の援助です。

6. サービス利用料金

別紙の通り

7. 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア、指定口座への振り込み

- ・中兵庫信用金庫 丹南支店 普通預金 0176623

口座名義：わじゅえんとくていしせつにゆうきよしやせいかつかいごじぎょうしょ 和寿園特定施設入居者生活介護事業所 かんりしや 管理者 いとふたば 伊藤二葉

- ・丹波ささやま農協 西紀大山支店 普通預金 0021485

口座名義人：しやかいふくしほうじんわじゅえん 社会福祉法人和寿園 りじちやう 理事長 やまもと 山本 きよじ 喜代治

イ、指定口座からの引き落とし

- ・中兵庫信用金庫 各支店
- ・丹波ささやま農協 各支店

8. 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 利用予定日の前日までに申し出があった場合 | 無 料 |
| 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 | 当日の利用料金の10% 自己負担額 |

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

9. サービスのご利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の交替により、訪問介護員を交替することができます。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。（別紙交替基準マニュアル有り）

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

①定められた業務以外の禁止

契約書は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合にサービスの内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

10. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）
[サービス提供責任者] 細見 仁美

○受付時間

毎日

8：30～17：30

(2) 苦情解決責任者

○責任者 伊藤 二葉

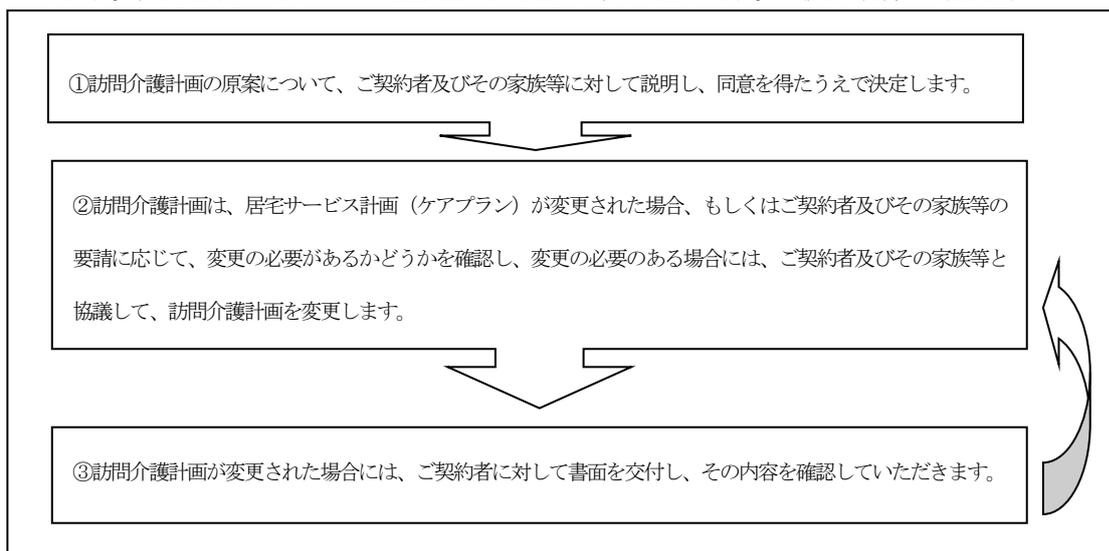
(3) 行政機関その他苦情受付機関

| | |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○国民健康保険団体連合会 | 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078)332-5617 Fax 番号 (078)332-5650 受付時間 9:00~17:15 月~金 |
| ○市・区役所 介護保険担当課 | ①丹波篠山市保健福祉部介護保険係 所在地 丹波篠山市北新町41 電話番号 (079)552-1111 受付時間 8:30~17:15 月~金 |
| ○第三者委員 | 谷口 功 079-593-0226 熊谷 満 079-552-0850 佐藤 美鈴 079-593-1025 |

<重要事項説明書付属文書>

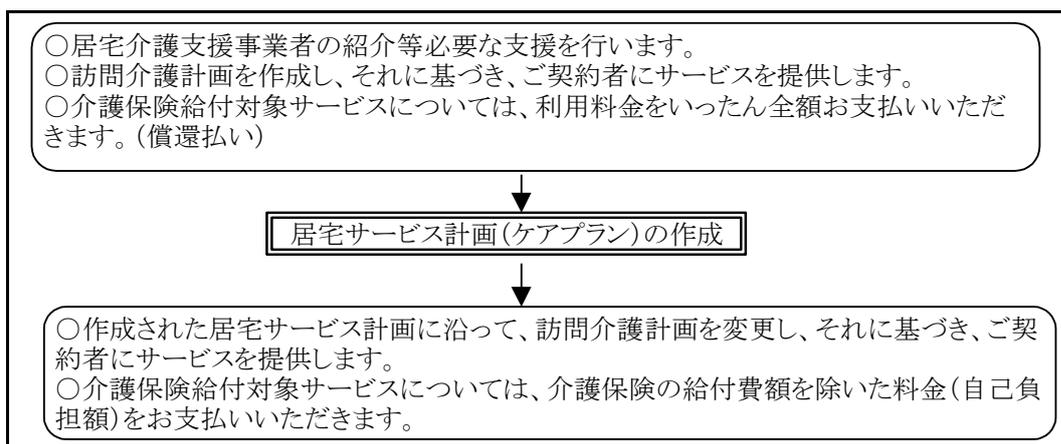
1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)

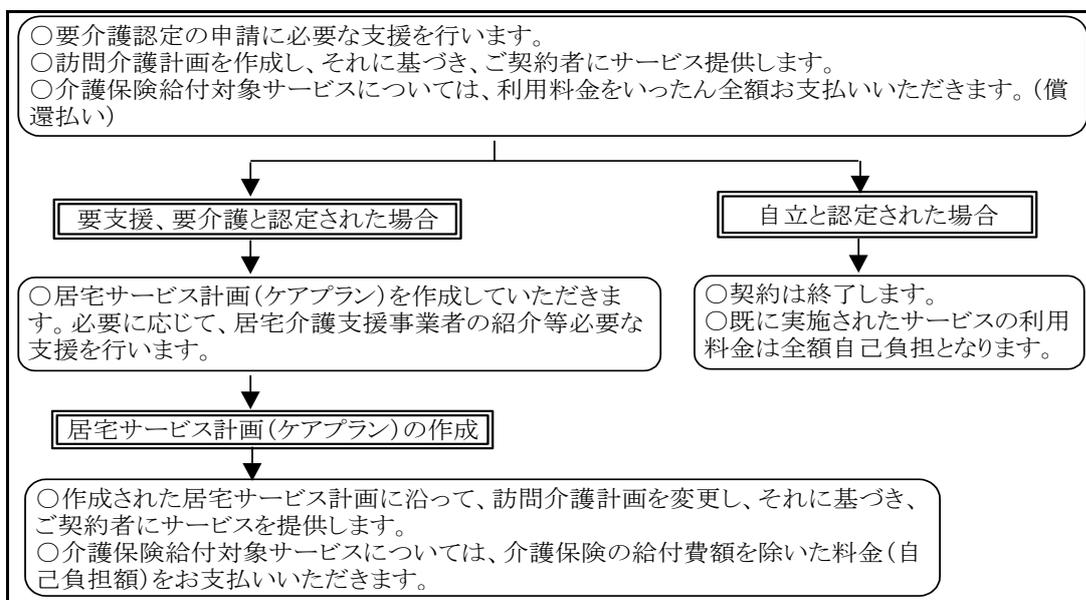


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 介護認定を受けている場合



② 要介護認定を受けていない場合



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について（契約書第 15 条、第 16 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、当事業所が加入している「社会福祉施設総合損害保障」の規定に基づいて速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこの様な事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 18 条参照）

①ご契約者が死亡した場合

②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合

③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合

⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）

⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 19 条、第 20 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合

② ご契約者が入院された場合

③ ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施し

ない場合

- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 21 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 18 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

時 分

場 所

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説 明 者

氏 名

㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護事業サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住 所

氏 名

㊞

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護事業サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住 所

氏 名

㊞

(契約者との関係)

事業者 住 所 兵庫県丹波篠山市高屋 24 番地

法人名 社会福祉法人和寿園

理事長 山 本 喜 代 治

㊞

個人情報使用同意書

私（利用者）及びその家族等の個人情報については、令和 年 月 日付の契約締結における秘密保持に関し、下記の場合にその必要とする範囲内で使用することに同意します。

記

- 1 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、利用者のサービス計画に基づく指定訪問介護事業サービス等を円滑に実施するため行うサービス担当者会議等において使用する場合
- 2 私（利用者）が入院等医療機関で受診するときに医療機関に対し、個人情報を使用する場合
- 3 事業者が、契約終了によって利用者を他の施設へ紹介するなどの援助を行うに際し必要な個人情報を使用する場合

令和 年 月 日

和寿園訪問介護事業所

管理者 伊藤 二葉 様

利用者

住所

氏名

印

利用者家族

住所

氏名

印